

社会福祉法人 特別区人事・
厚生事務組合社会福祉事業団

概 要

機 構

財 政

事 業

社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団

概 要

1 事業団の設立

社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団（以下「本事業団」という。）は、平成2年12月に、社会福祉法第22条の規定に基づく社会福祉法人として、特別区人事・厚生事務組合（以下「特人厚」という。）が共同処理してきた直営の更生施設、宿所提供施設及び宿泊所（以下3施設あわせて「厚生関係施設」という。）並びに特人厚が民間の社会福祉法人に委託していた厚生関係施設を一元化し、受託運営する目的のもとに設立された。

2 事業団の役割

本事業団は、特別区の共同事業としての公的な責任を果たすため、法人設立以来、次の考えのもと、柔軟かつ合理的な施設経営に努めている。

- (1) 社会福祉の谷間にある要保護者や生活困難者、路上生活者に対して施設における支援体制を拡充し、利用者の社会復帰を促進させるため、施設の連携と弾力的運用を図る。
- (2) 急激な社会経済情勢の変化等に伴う福祉ニーズに対応するため、利用対象者の拡大と施設の効率的活用に努める。
- (3) 特別区共有の貴重な社会資源として、施設の社会化を図り、専門機能を活かした地域へのサービスの提供、社会福祉実習生やボランティアの積極的な受入れなど、地域社会に開かれた施設を実現する。

〔沿革〕

平成 2年12月	設立
3年 4月	更生施設本木荘 他10施設受託
4年 1月	更生施設けやき荘受託
4月	宿所提供施設千歳荘他4施設受託
5年 4月	更生施設塩崎荘（宿所提供施設併設）受託 更生施設を中核施設とする4ブロックの組織に編成
11月	宿泊所高浜荘受託
7年 4月	更生施設淀橋荘（宿泊所併設）受託
8年 4月	中核施設を「けやき荘」から「淀橋荘」へ変更
9年 4月	更生施設浜川荘受託
11年 5月	更生施設千駄ヶ谷荘受託 城南地域の中核施設を「高浜荘」から「千駄ヶ谷荘」へ変更
14年 4月	宿泊所南千住荘の受託廃止、千駄ヶ谷荘の定員等変更
15年 4月	更生施設浜川荘及び宿泊所3施設の受託廃止 宿泊所淀橋荘の施設種別を宿所提供施設へ変更
16年 4月	宿泊所江東荘他5施設の受託廃止
17年 4月	淀橋荘2施設（更生施設・宿所提供施設）の定員変更
17年 8月	路上生活者緊急一時保護センター千代田寮受託
11月	路上生活者自立支援センター中央寮受託

18年 4月	指定管理者制度で更生施設、宿所提供施設、宿泊所の計13施設を受託 中核施設の入所相談窓口業務を特人厚生部業務課（バックアップセンター）に変更 第1ブロック巡回相談センター受託 バックアップセンターからの一部業務受託 サポートセンター事業組合に参加、経営管理課分室設置
18年 6月	理事会で評議員会設置等を内容とする定款変更決定
19年 2月	隅田川右岸（中央区）巡回相談事業開始
19年 4月	新宿区地域生活安定促進事業受託
19年 6月	改修工事に伴い、けやき荘、千歳荘が事業休止、淀橋荘は、けやき荘改修 期間中、淀橋荘女性更生部を開設し、けやき荘利用者の一部受入れ
19年 7月	けやき荘は近隣マンションの2室を借り上げ、通所事業開始
20年10月	更生施設けやき荘事業再開
21年 4月	指定管理者制度で宿所提供施設葛飾荘を受託 宿所提供施設千歳荘事業再開
21年12月	千代田寮で緊急一時宿泊事業を受託
22年 2月	宿所提供施設塩崎荘閉鎖
22年 6月	自主運営の母子生活支援施設のぞみ荘事業開始
22年 8月	緊急一時保護センター千代田寮廃止、新型自立支援センター港寮を受託
22年 9月	自立支援センター中央寮廃止
22年11月	サポートセンター事業組合解散
23年 4月	更生施設新塩崎荘を受託、江東区生活自立支援事業を受託
24年 4月	自主運営の障害福祉サービス事業みのり舎事業開始
25年 3月	改修工事に伴い本木荘が事業休止
25年 4月	本木荘、近隣マンション1階を借り上げ、通所事業開始
26年 9月	民設塩崎荘（仮称）建築工事に伴い、更生施設塩崎荘が事業休止
26年10月	更生施設本木荘事業再開
26年11月	改築工事に伴い宿泊所綾瀬荘が事業休止
27年 2月	民設塩崎荘（仮称）建築工事に着工
27年 8月	自立支援センター港寮廃止、自立支援センター新宿寮を受託
28年 4月	事業団立更生施設塩崎荘開設（江東区就労支援センター併設） 指定管理者制度で更生施設しのばず荘を受託
29年 3月	「長期計画・人材育成計画（平成29年度～平成38年度）」を（案）策定
29年 4月	更生施設塩崎荘通所事業開始 新宿区宿泊所等入所者相談援助事業を新規受託 新宿寮にて居宅支援事業（モデル事業）を新規受託
29年 6月	宿泊所綾瀬荘事業再開

機 構

1 概 説

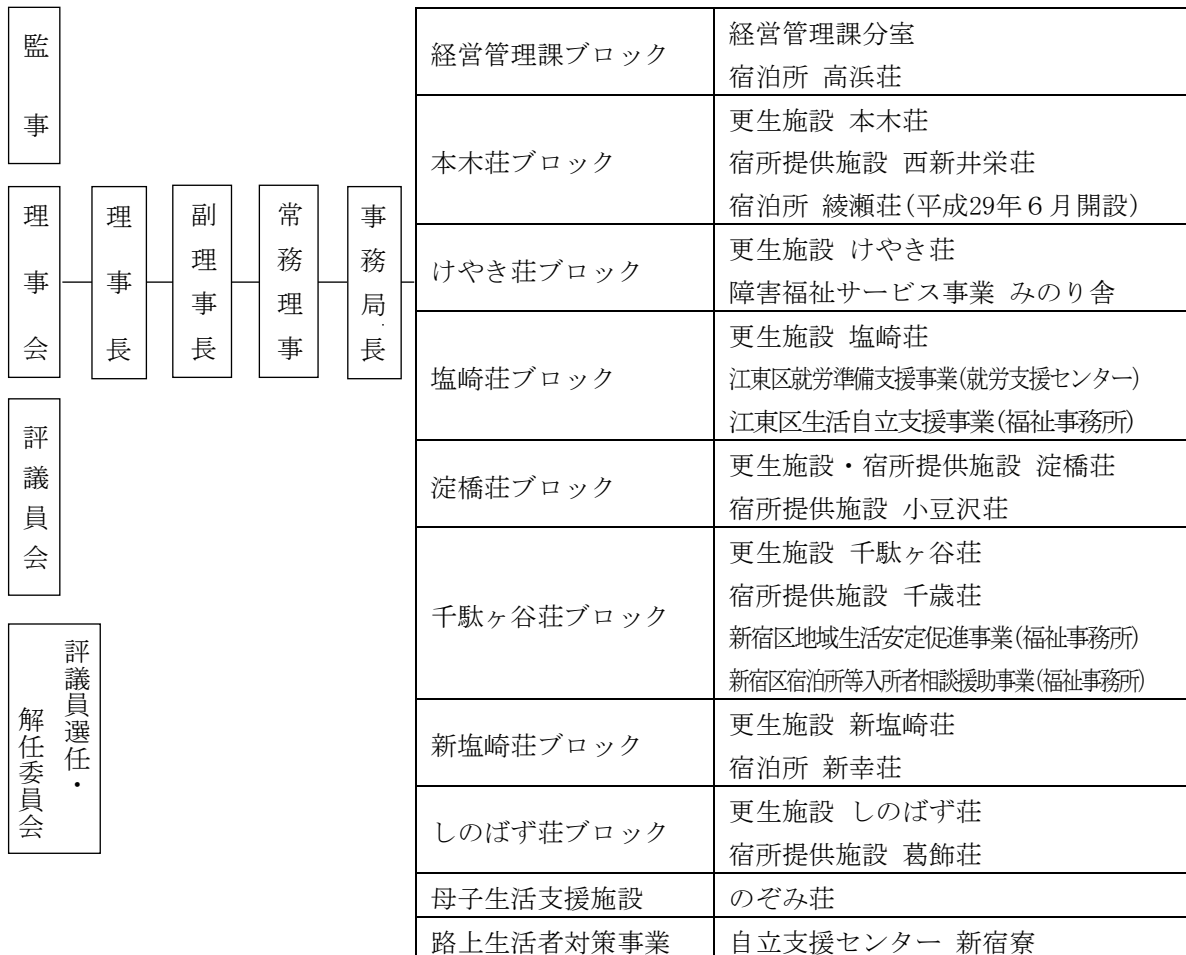
本事業団には、理事長及び理事が置かれ、理事会を構成している。

また、2人の監事が業務の執行及び財産状況を監査している。平成18年度から評議員会を設置し、平成28年度からは社会福祉法の改正に伴い、評議員選任・解任委員会を設置している。

組織は、効果的な運営を図るため、更生施設等が中核となり、傘下の施設を8ブロックに編成し、また、ブロックに準ずるものとして母子生活支援施設、路上生活者対策事業を設けている。

なお、平成18年4月に特人厚生部にバックアップセンターができたことにより、更生施設の中核施設としての入所調整業務は終了した。

組織図（平成29年4月1日現在）



2 理事会

理事会は業務執行に関する意思決定機関で、12人の理事で構成している。決定事項は事業計画・予算の承認、事業報告・決算の承認、評議員選任候補者の推薦、規程の制定・改廃等であり、年6回の定期的な開催のほか、必要に応じて臨時に開かれる。

3 評議員会

評議員会は、法人運営に係る重要事項の議決機関で、学識経験者、法律専門家、就労支援関係者、23区の地域福祉推進団体代表（社会福祉協議会事務局長のうち10人）の13人で構成している。決定事項は、役員（理事・監事）の選任、計算書類・財産目録の承認、定款変更等であり、年1回の定例的な開催のほか、必要に応じて臨時に開かれる。

4 評議員選任・解任委員会

評議員選任・解任委員会は、外部委員2人、監事1人、事務局員1人の4人で構成している。理事長の招集のもと、委員会を開催し、評議員の選任・解任を行う。

5 役員及び職員

本事業団の役員は、理事長、副理事長、常務理事各1人を含めた12人の理事、2人の監事で構成している。任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである。評議員は13人で、任期は選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである。

(1) 理事長・理事

理事長は、理事会で選定する。本事業団を代表し法人の業務を統轄する。

理事は、次のアからキの区分により推薦する者を評議員会が選任し、理事長が委嘱している。なお、副理事長及び常務理事は、理事の中から理事会で選定する。

ア 区長経験者等	1人
イ 特人厚関係者	2人
ウ 事業団常勤職員	1人
エ 地域福祉関係者	2人
オ 学識経験者	4人
カ 特別区福祉行政関係者（福祉主管部長会会長）	1人
キ 施設長代表	1人

(2) 監事

監事は、次のア、イの区分により推薦する者を評議員会で選任する。

ア 社会福祉法人の財務諸表等を監査しうる者	1人
イ 社会福祉事業について学識経験を有する者	1人

(3) 評議員

評議員は、23区の地域福祉推進団体代表等13人を理事会で推薦し、評議員選任・解任委員会で選任する。

ア 23区の地域福祉関係者推進団体代表（各社会福祉協議会事務局長）	10人
イ 学識経験者	1人
ウ 法律専門家	1人
エ 就労支援関係者	1人

(4) 理事会開催状況（平成28年度）

第1回	平成28年 4月21日	評議員辞任に伴う後任評議員の選任について など
第2回	平成28年 5月30日	定款変更について 定款細則の一部変更について 平成27年度収支予算第三次補正(案)について 平成27年度事業報告(案)、決算報告(案)及び監査報告の

- 認定について など
- 第3回 平成28年 9月 9日 定款の一部変更について など
- 第4回 平成28年10月27日 評議員選任に係る理事会の同意について など
- 第5回 平成28年12月 2日 理事長の選任について
評議員選任・解任委員会委員の選任について
次期評議員候補者の推薦について など
- 第6回 平成29年 2月27日 平成29年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
中長期計画・人材育成計画（平成29年度～平成38年度）（案）に
ついて など
- 第7回 平成29年 3月22日 中長期計画・人材育成計画（平成29年度～平成38年度）（案）に
ついて
定款細則の一部改正について
理事長専決規則の制定について
施設長の任免について など

(5) 評議員会開催状況（平成28年度）

- 第1回 平成28年 5月26日 理事の選任について
定款変更について
平成27年度事業報告（案）、決算報告（案）及び監査報告に
ついて など
- 第2回 平成28年 9月 2日 定款の一部変更について など
- 第3回 平成28年11月17日 役員の選任について など
- 第4回 平成29年 2月23日 理事の選任について
平成29年度事業計画（案）及び収支予算（案）について など

(6) 評議員選任・解任委員会開催状況（平成28年度）

- 第1回 平成29年 1月20日 評議員の選任について

(7) 事業団職員職種別構成（平成29年4月1日現在）

区分	事務局		更生施設		宿所提供施設		宿泊所		路上対策		母子生活支援施設		障害福祉サービス		合計		
	経営管理課 経営管理課分室		本木荘 けやき荘 塩崎荘 新塩崎荘 淀橋荘 千駄ヶ谷荘 しのばず荘		西新井栄荘 小豆沢荘 千歳荘 淀橋荘 葛飾荘		高浜荘 新幸荘 綾瀬荘 (開設準備室)		新宿寮		のぞみ荘		みのり舎		合計		
	常用常勤・有期常勤	非常勤・パート	常用常勤・有期常勤	非常勤・パート	常用常勤・有期常勤	非常勤・パート	常用常勤・有期常勤	非常勤・パート	常用常勤・有期常勤	非常勤・パート	常用常勤・有期常勤	非常勤・パート	常用常勤・有期常勤	非常勤・パート	常用常勤・有期常勤	非常勤・パート	合計
部長級	1														1		1
課長級	1		7						1		1				10		10
係長級	4		8		5		4		2		1		1		25		25
事務員	12	2	7		5			1	1	1	1				26	4	30
指導員			31		6		1		18		8		5		69		69
看護師			7	1						2					7	3	10
栄養士			8												8		8
通所事業職員			14	7											14	7	21
生活相談員		5		2		4		3		7		2		1		24	24
職業相談員		5		2												7	7
心理相談員		1										1				2	2
夜間支援員				31						5						36	36
作業等パート				2				1						1		4	4
嘱託医				14								1				15	15
合計	18	13	82	59	16	4	5	5	22	15	11	4	6	2	160	102	262

注1 事務局には特人厚から派遣の課長1名、事務員1名を、また、更生施設には特人厚から派遣の指導員1名を含む。

2 路上対策(新宿寮)の夜間支援員(5人)は夜間相談員である。

財 政

1 概 説

本事業団の財源は、生活保護法に基づく保護施設（更生施設・宿所提供施設）の措置費を含めた、特人厚からの指定管理料収入、委託料が主なものである。

法人の基本財産として特人厚から17,000,000円が出資されている。

本事業団の会計は、社会福祉法人会計基準（平成12.2.17厚生労働省通知）により本部、各施設、特定の事業ごとに経理区分を設けて処理してきたが、平成23年7月に新たな「社会福祉法人会計基準」が制定されたことを受け、平成26年度収支予算から新会計基準を適用した予算を策定し、経理規程についても一部改正を行い、平成26年4月1日から施行している。

2 平成29年度予算（事業団全体）

（単位：千円）

区 分		29年度予算額	28年度予算額	増△減額	増△減率(%)
収 入	生活保護事業収入	1,544,118	1,455,862	88,256	6.1
	児童福祉事業収入	95,330	104,109	△8,779	△8.4
	就労支援事業収入	5,040	5,384	△344	△6.3
	障害福祉サービス等事業収入	50,205	52,921	△2,716	△5.1
	その他の受託事業収入	678,013	566,183	111,830	19.8
	受取利息配当金収入	94	174	△80	△46.0
	その他の収入	28,133	28,388	△255	△0.9
	施設整備等補助金収入	0	0	0	0
	設備資金借入金収入	0	0	0	0
	積立資産取崩収入	17,532	53,923	△36,391	△67.5
	拠点区分間繰入金収入	147,225	112,100	35,125	15.8
	繰越金取崩収入	72,073	57,574	14,499	25.2
	計	2,637,763	2,436,618	201,145	8.3
支 出	人件費支出	1,315,759	1,230,417	85,342	6.9
	事業費支出	685,359	644,341	41,018	6.4
	事務費支出	435,775	422,740	13,035	3.1
	就労支援事業支出	5,040	5,384	△344	△6.4
	その他の支出	1,985	1,735	250	14.4
	設備資金借入金元金償還支出	0	0	0	0
	固定資産取得支出	1,300	11,700	△10,400	△88.9
	その他の施設整備等による支出	0	0	0	0
	積立資産支出	45,320	8,201	37,119	452.6
	拠点区分間繰入金支出	147,225	112,100	35,125	31.3
計	2,637,763	2,436,618	201,145	8.3	

事業

平成29年度に特人厚から指定管理を受けている厚生関係施設は、6月より新たに受託した宿泊所綾瀬荘を含め、更生施設6施設、宿所提供施設5施設及び宿泊所3施設の計14施設（13事業所）である。

また、福祉施設の社会化の一環として、社会復帰促進事業（更生施設退所者を対象に宿泊所等を活用した地域生活訓練事業）、保護施設通所事業（更生施設等を退所し、地域生活を開始した利用者を対象に更生施設機能を活用した自立生活支援事業）などに積極的に取り組んでいる。

指定管理以外の受託事業では、東京都と特別区の共同事業である路上生活者対策事業の「路上生活者自立支援センター新宿寮」を平成27年8月から受託しており、平成29年4月からは、巡回モデル事業である居住支援事業を新たに受託運営する。

また、特人厚から包括的施設支援事業（バックアップセンター事業）のうち、地域生活移行支援、社会参加活動支援などの事業も受託しており、新宿区、江東区からは福祉事務所サポート事業を受託し、区役所内でも事業を進めている。

本事業団の自主事業としては、平成22年6月に「母子生活支援施設のぞみ荘」を、平成24年4月に「障害福祉サービス事業所みのり舎」をそれぞれ運営開始し、新宿区、近隣の施設と連携しながら実績を積み上げてきている。平成28年4月に開設した事業団立更生施設塩崎荘では、従来の指定管理の制約を離れた、柔軟な利用者支援策を盛り込むとともに、併設の就労支援センターでは、生活困窮者自立支援法に基づく江東区の就労準備支援事業を行っている。平成29年度からは、本格的な農業体験の実施及び江東区生活自立支援事業との連携の2点を重点的に取り組み、さらに、新たに保護施設通所事業を開始する。

